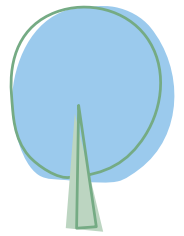


妙高戸隠 連山 国立公園

良好な景観づくりの手引き

景観づくりで地域の魅力をアップ!



はじめに

この手引きは、妙高戸隠連山国立公園内の住まいや店舗等の周りといった身近な景観をより快適にして、愛着を持ち、住み続けたい地域、行ってみたいと思う魅力的な地域にするにはどうしたらよいかを、考え、実践する際に役に立つ情報をまとめたものです。

良い景観をつくるには、景観に関心を持って日々の暮らしの中で楽しみながら取り組んでいくことが大切です。より魅力的な地域にするために、景観づくりに取り組んでみませんか。

妙高戸隠連山国立公園の ルールと景観づくり

妙高戸隠連山国立公園は、平成 27 年に上信越高原国立公園から分離独立して誕生した全国で 32 番目の国立公園です。国立公園には、すばらしい山岳景観や希少な動植物が生息・生育しており、登山やスキー、温泉、キャンプ等様々な楽しみができる観光地も多くあります。



このような、妙高戸隠連山国立公園の自然環境の保全と利用を適切に進めるため、環境省と関係する地域の皆さんが参加する「妙高戸隠連山国立公園連絡協議会」を設立して、一緒に国立公園のルール作りを進め、景観づくりについても取り組んでいます。

国立公園で守るべきルールは、全国共通のルール（「審査基準」、自然公園法施行規則）と地域独自の実情に即したルール（管理運営計画書の「許認可等取扱方針」）の二つから構成されています。

この冊子では、関連する項目に「審査基準」や「許認可等取扱方針」の概要を載せています。

目次

景観の基本

- 大切にしたい景観 p.1
- 景観とは p.2
- 景観づくりの基本 p.4

実践の方法

- 住まいでできること p.5
周囲と調和した地域らしい統一感のある街並みを目指しましょう
- お店や宿ができること p.8
- 駐車場・野営場
・スキー場 p.15
- 共通 p.15
- 公共機関ができること p.18

こんな場合は どうしたらいい?

- よくある質問 p.19

より詳しく

- 取扱方針について p.20
問合せ先

【表示例】

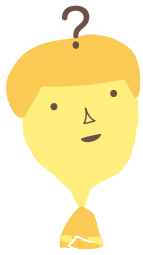
【許認可等取扱方針】

行為許可：「1. 工作物 (1) 建築物」 p.3 ~ 6、
公園事業：「全事業に共通する建築物」 p.18 ~ 20

<審査基準 (全域)>

・切妻・入母屋、寄棟及び方形等の 1/5 以上の勾配屋根とする

*許認可等取扱方針については、p.20 でも説明しています



なぜ景観づくりが 必要なのでしょうか

景観は、周りを眺め、感じた様子を指します。景観は、単に「どのような眺めか」だけではなく、「人がどのように感じるか」を含めた概念です。

景観には、目に見えるものだけでなく、鳥の声や風の音、花や土の香り、といった五感で感じるができるものも含まれます。田植えをする姿、子どもたちが元気に遊ぶ姿、お祭りや観光地のにぎわいなど、居心地の良さや親近感、安心感等、心にも作用して、地域の印象の良し悪しにも大きな影響を与えています。

景観は、地域の自然と私たちの暮らしや産業、文化のあり方が長い年月をかけて培ったもので、暮らす人が、周囲と調和のとれた街並みにする、木を植える、地域の伝統行事を守る等、意識してつくりあげてきた地域の財産です。より良い景観づくりを進めることは、こうした地域の宝を磨いていくことでもあります。

景観づくりに取り組むことはまちづくりに直結しています。私たちの街の魅力を楽しみ、貴重な資産として次世代に残せるように、地域の景観を維持・継承・改善するための取り組みが大切です。



山や街並みだけでなく季節やその場で感じられる花の香りも景観の要素のひとつ



建物以外の工夫からも、親しみや居心地の良さが感じられる通り

景観の基本

実践の方法

どんな場合はどうするの？

より詳しく

妙高戸隠連山国立公園の 景観づくりで大切に したいこと



妙高戸隠連山国立公園に生息する氷河期の生き残りといわれるライチョウ

国立公園の役割は、大きく自然を保全すること、素晴らしい自然景観を感じ、理解するために適正な利用をすすめる、この二つがあります。国立公園の利用者は、自然とのふれあいを求めて来訪します。自然とふれあったという満足感のためには、自然があるだけでは不十分で、利用者に自然がある実感を持ってもらうことが重要です。そのため、妙高戸隠連山国立公園の景観づくりでは、以下の3点を大切にしたいと考えています。

景観の保全

自然とふれあう 場づくり

生物多様性の 保全

1 自然が際立つよう、人がつくるものは極力目立たせないようにしましょう。

2 自然とふれあう場は、自然がより自然らしく感じられ、快適・安心に楽しめる場になるようにしましょう。

3 生物多様性は自然の根幹です。様々な生きものとそれらの生きものが生活する環境を守りましょう。

妙高戸隠連山 国立公園の景観

妙高戸隠連山国立公園には、山や湖、高原、田園風景等様々な景観があります。
あなたの大切な景観、守っていきたいと思う景観はどんなものでしょうか。



ひとめぐさん 一目五山の絶景 32 選

2017年秋、妙高戸隠連山国立公園のお気に入りの山の風景と農村や湖沼などの風景がセットになった「一目五山」の絶景スポットを募集しました。そして、32 番目に誕生した国立公園を記念し、一般公募及び協議会構成員推薦の写真の中から、32 選を選定しました。

環境省の妙高戸隠連山国立公園 WEB サイト内の「みどころガイド」よりダウンロードいただけます。



「一目五山って？」 当国立公園内には、個性的な形の山が多く、「一目」ですぐにわかる山がたくさんあります。「五」は「たくさん」の意味。「五山」は決まった山ではなく、2 つ以上の山が一目で見えていればそれが「一目五山」の風景です。2015 年の国立公園誕生を記念して作った造語であり、この美しい風景を、多くの皆様に知っていただきたいと考えています。



景観の基本

実践の方法

こんな場合はどうする？

より詳しく



どんな景観に
していきたいですか？



地域らしさを
大切にしたいわ

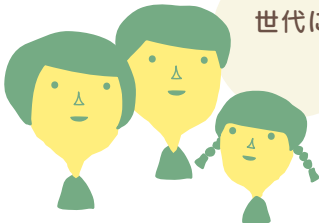


豊かな自然は
大事よね

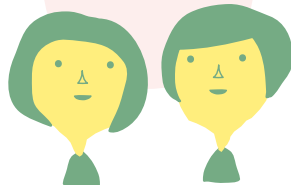
良いところに住んでいる
ことを実感できるよう
になるといいな



地域の良さを次の
世代に引き継ぎたい



日常を離れ、楽しい
体験をしたいよね♪

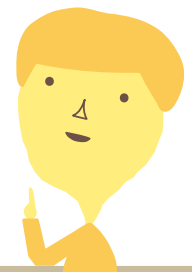


自然と共生した
日本独自の美しい
風景を楽しみたい



まずは小さな一歩から！

それぞれができることは小さなことかもしれませんが、暮らしの中で
できることを、楽しみながら取り組むことが大切です。
身近にできることから考え、はじめてみませんか？

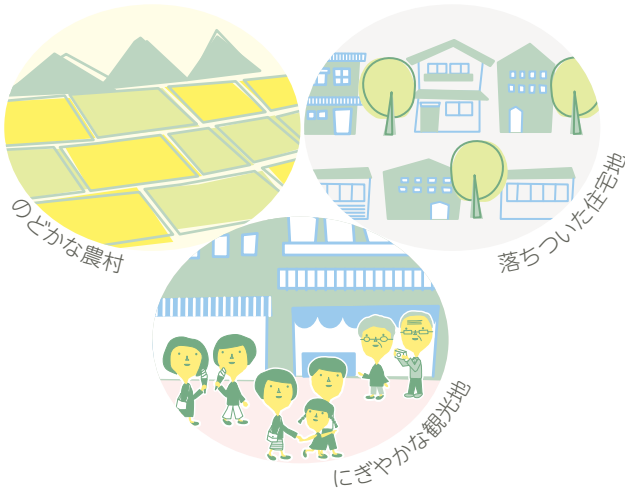




景観づくりは、まず何から始めたらよいでしょうか。次に紹介するステップで考え、身近なところからはじめてみましょう！

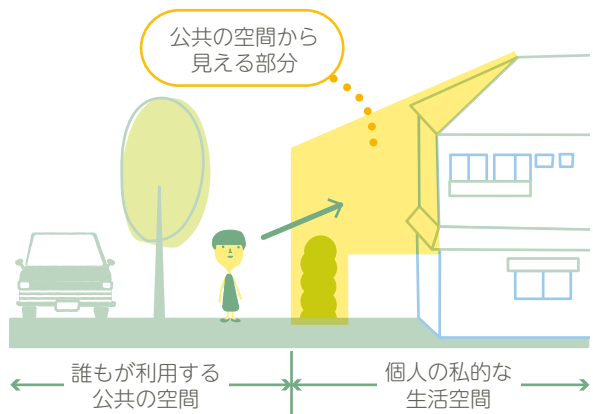
1 周囲の街並みや景観の特徴を考えてみましょう

周辺と調和していることは心地よい景観の大切な要素です。あなたの周囲にはどんな特徴があるでしょうか。例えば・・・



2 外や通りから見やすい部分はどこか把握しましょう

次に、住まいや店舗がどう見えるかを考えてみましょう。特に周囲から見やすい部分、つまり、通りから見える建物や庭、エントランス部分等は、景観を構成する大きな要素になっていて、私的な空間であっても、景観への配慮が必要です。



3 こんなところを意識して工夫してみましょう

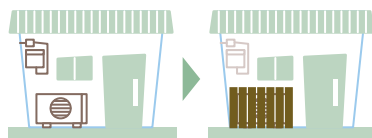
周囲と調和させよう

奇抜な色やデザインは避け、周囲との調和を図りましょう



見せたくないものは置かない、隠す

見せたくないものは通りに面して置かないようにし、やむを得ない場合は、目立たないようにしましょう



ちょっとした配慮で素敵に

通りに面した部分を中心に樹木や花を植えたり、自然素材を活用して、魅力的になるように工夫しましょう



周囲と調和した地域らしい統一感のある街並みを目指しましょう

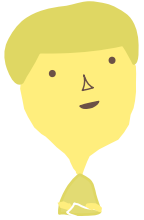


景観の基本

実践の方法

こんな場合はどうする？

より詳しく



周囲の景色や建物を観察し、特に屋根や壁、看板の色などのデザインは、奇抜なものは避け、周囲と調和したものにしましょう。新しく家や店舗などを建てたり、改築したりする際には、「周囲との調和」や「通りからの見え方」についても考えてみましょう。



茶色系の屋根、白色の壁で付帯の建物も同様の色調で調和がとれている



建築物を地域らしいものにするルールを設け、景観の魅力を高めた例



赤い屋根で統一された住宅（広島県）

【許認可等取扱方針】◎行為許可 p.3～6：「1. 工作物（1）建築物」 ◎公園事業 p.18～20：「全事業に共通する建築物」

<審査基準（全域）>

- ・切妻・入母屋、寄棟及び方形等の1/5以上の勾配屋根とする。
- ・屋根の色彩は、こげ茶系又は黒色系とする。
- ・壁面の色彩は、壁の色は白色系又は茶系色とし、材料は木材、漆喰等の自然素材又はこれに模したものを使用する。
- ・倉庫などの付帯建築物は、極力母屋に包含する。やむを得ず同一敷地内で別棟とする場合でも、母屋との調和を図る。

<配慮が望まれる事項（全域）>

- ・建築物の高さや屋根の向き・勾配は周辺建築物と調和をとる。

*この他、地域毎の審査基準があります。

長野市戸隠（重要伝統的建造物群保存地区）

長野市戸隠の戸隠中社地区・宝光社地区は、重要伝統的建造物群保存地区（重伝建）に選定されています。この地区は山岳修験道と深く結びついて発展した集落で、戸隠神社の社殿や宿坊、門前町が広がり、伝統的な建造物が多く残っていて、歴史的な街並みの保全が図られています。重伝建に選定されたことで、個性的な歴史的景観を活かしたまちづくりが進んでいます。

例えば、毎年全戸が参加する茅刈りが途絶えていましたが、信州大学や長野市の協力を得て約50年ぶりに茅刈りを復活させ、地域全体で支えあうまちづくりを進めています。美しい自然環境とともに、歴史ある街並みを地域の宝として守り伝えていくことで、来訪者にとって魅力ある街、地域の人が誇りを持って住める街を目指して活動を続けています。



茅刈りの様子。ササの葉やワラビ等、茅以外が混ざっていると痛むため、丁寧に取り除きながらまとめる。



宿坊の美しい茅葺屋根は地域の協力で維持されている。

【許認可等取扱方針】◎行為許可 p.4：「1. 工作物（1）建築物」 ◎公園事業 p.19～20：「全事業に共通する建築物」

<審査基準>

- ・長野市伝統的建造物群保存地区保存条例で定められた長野市戸隠伝統的建造物群保存地区（以下、「保存地区」という。）内の建築物については、全域の基準のほか、保存計画の「修理基準」、「修景基準」又は「許可基準」に準拠すること。
- ・保存地区以外の地域については、保存地区内の風致景観と調和した建築物とするよう努めること。

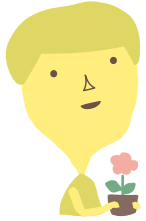
<配慮が望まれる事項>

- ・指定建築物以外の建築物については、建築物の規模、高さ、屋根の向き・傾き、前面の素材、色彩等に係る詳細なルールを、必要に応じて検討すること。



豊かな自然と調和するよう、みどりを活用しましょう

景観の基本



周辺が緑豊かな地域でも、建物や道路などばかりが続くと、そこだけ際立ってしまい、人工的なイメージがついてしまいます。周辺の自然環境と調和させ、潤いを感じさせるためにできるだけみどりを残し、また、緑化（修景植栽）をしましょう。

1 元あった樹木をできるだけ残すようにしましょう



既存の樹木は大事な資源、可能な限り元の位置で残す



建築物の背後に緑地を残して建築物を目立たせない

【許認可等取扱方針】

◎公園事業 p.19：「全事業共通（ウ）集計緑化方」

<配慮が望まれる事項>

- ・建築物周辺には、人工的なイメージを和らげ、周辺の自然環境と調和させるため、可能な限り樹木残置又は修景植栽を施すよう配慮すること。

2 できるだけ緑化しましょう



壁面の硬さを和らげる植栽



庭の外周を活用し、魅せる空間に



小面積でも高さの違うみどりを組み合わせると表情豊かに

実践の方法

こんな場合はどうしたらいいか

3 プランターや鉢も活用しましょう



プランターによる壁面のみどりの演出



色とりどりの花は道行く人の心を和ませる



限られたスペースを活用

4 みどりを活用する際は、みどりの高さに配慮しましょう



建物や緑化樹木の高さが低く抑えられており、前方の山の印象を強く感じることができる

【許認可等取扱方針】

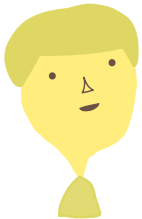
◎公園事業 p.19：「全事業に共通する建築物」

<配慮が望まれる事項>

- ・周囲の優れた自然景観を取り込んだ景観とするため、建築物や修景緑化樹木が自然景観を著しく遮らないよう、位置や高さに十分配慮すること。

より詳しく

自然素材を活用しましょう



自然素材（木材、石材、レンガ、漆喰等）や自然感のある素材を使うと、落ち着いた印象や柔らかい印象をつくることができ、時間とともに独特の味わいも生まれてきます。



木材の塀はブロック塀等と比べて印象が柔らかく、植栽の みどりも映える

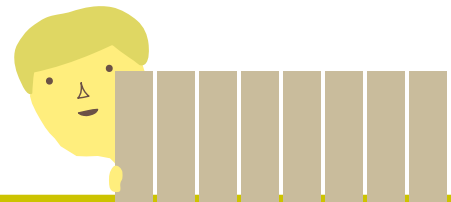


防犯用の格子も木材を使って景観に配慮



小面積でも自然素材や植栽を組み合わせると、コンクリートの駐車場も硬さが和らぐ

設備や配管などを隠しましょう



エアコンの室外機、配管、ごみ置き場などはできるだけ道から見えないように配置しましょう。やむを得ず目立つところに置く場合は、目隠しなどの工夫をしましょう。



エアコンの室外機を木製のカバーで目隠し



メーターを植木鉢で目隠し



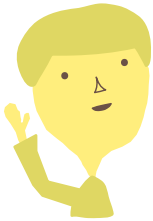
配管と外壁を同じ色合いにして目立たせない



駐車場の舗装を一部緑化することで、柔らかな印象に

道と接する部分を最大限活用して魅力をアップさせましょう

景観の基本



統一感のある街並みだけでは、来訪者やお客様が歩いて楽しんだり、行ってみたいと思わせるにはもう少し足りません。特に歩行者から見えやすい低層階について、集中して工夫することで、景観を向上させ、かつ店舗や宿等の魅力を効果的に伝えることができます。



通りを歩く人の印象を左右するのは1階部分です。通りと接する1階部分に取り組むことで、景観の魅力向上を効率的に行いましょう。

通りを歩く人の視線を意識すると、良い景観だけでなく、誘客にもつながります

はじめてのお店等では、一般に、看板や外観を目にとめ、外にある商品や入り口の様子を確認し、店内の様子を見するという3つの段階を経て「ここが良い」と判断して入店を決めると言われています。ほとんどが「見る」ことで判断されるので、通りに面する場所にお店の業態や商品が分かる情報を出し、外から店内が見えるようにするなどお店の魅力が伝わる工夫をすることが重要です。



【許認可等取扱方針】

◎公園事業：p.19「全事業に共通する建築物」、p.32「宿舎」

<配慮が望まれる事項>

- ・壁面後退した箇所は、除雪に支障のない範囲で緑化や商業施設の誘客を促す空間として利用するなど、街並み景観の向上に資する空間となるよう配慮すること。
- ・おもてなしの雰囲気が感じられる宿舎とするため、入り口部分を良好なしつらいとするよう努めること。

*看板、広告についてはp.12～p.14にまとめています

実践の方法

こんな場合はどうする？

より詳しく

1

開放的な入り口と照明で入りやすい店頭にししましょう



開放的な入り口と明るい照明で店内と商品が通りからも見えて安心して入りやすい



傘やベンチが居心地のよさを感じさせ、季節感のある演出が目を引き

2

みどりや花で空間を彩りましょう



みどりや花に囲まれた心地よいオープンカフェは通りにもにぎわいを作り出す



限られたスペースでも、鉢やプランターを活用して彩りを添えている

3

手書きのボード等を活用して、思わず足を止めたくなる店頭を演出しましょう



手書き文字のイーゼル看板が温かさを感じさせる



商品そのものの展示が難しくても、看板に写真を添えて丁寧に説明している

4

自然素材を使った親しみやすい雰囲気をつくりましょう

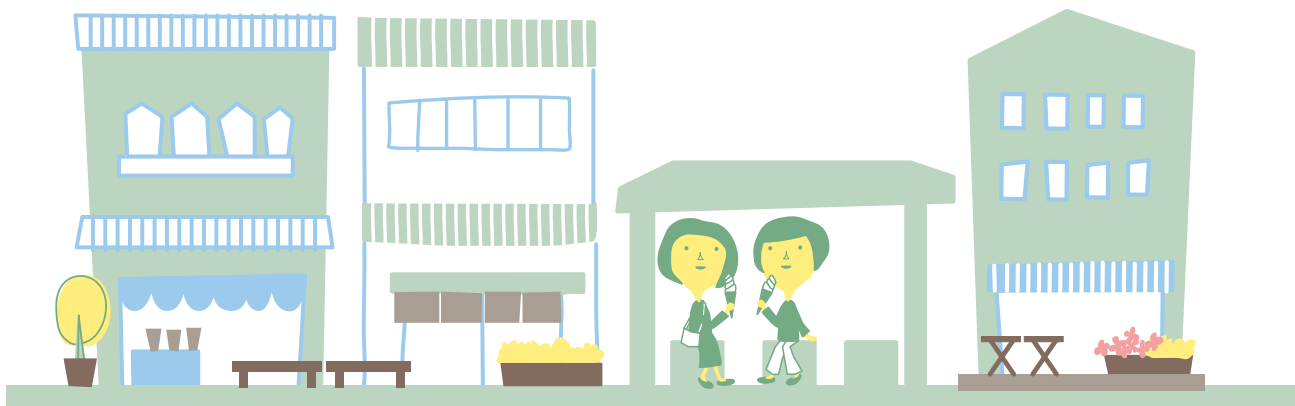


木材の風合いを活かした看板



ウッドデッキでカジュアルで親しみやすい雰囲気を演出

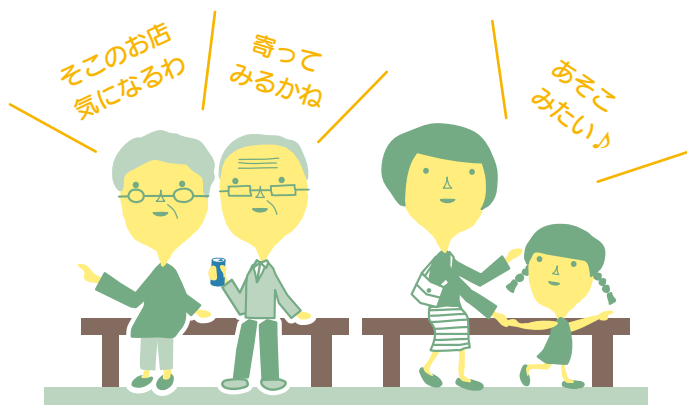
ゆったりと座って休む場所を準備して通りに にぎわいをつくりましょう



通りを、「人がただ通り過ぎる場所」ではなく、「長い時間滞在してもらえる場所」にすることがにぎわいに繋がります。ゆったり休んだり楽しんだりする人の姿は、歩く人にもリラックスした楽しい雰囲気を与え、その場所の印象にも大きく影響します。お店の前や横のちょっとした空間にベンチを置くことで、誰もが自由に座り、滞留できる空間となり、お店や宿がある通りの魅力を高めることができます。

1 ベンチを置きましょう

ベンチを置くことは「どうぞここに座ってゆっくりしてってください、歓迎します」というメッセージになります。気持ちよく休めるベンチを置いて、おもてなしの心を効果的に表しましょう。ベンチに人が座る姿は、それだけで通りににぎわいを感じさせます。



店頭で椅子とみどりを置くことで
通りにほっと一息つける場所を提供



店頭のベンチでくつろぐ人の姿は
にぎわいを感じさせる

2

空間に余裕のある場合は、休憩スペースを作りましょう

空間に余裕がある場合は、不特定多数の人が自由に休める休憩スペースを作りましょう。休憩スペースを眺めが良い場所に作ったり、隣にカフェを作ったり、居心地の良い空間にすることで、自然と人が集まり、にぎわいが生まれます。また、休憩スペースを市場等のイベントに活用すると、地域の交流にもつながります。



駐車場にデッキをつくり、椅子を設置。また、広がった歩道にも椅子とテーブル、花を置いて心地よい空間に



湖面に面した開放感のあるオープンテラス



橋の上にベンチを設置した例



緑道を利用して、道の中央にベンチが連続する休憩スペースを作った例

設備や配管などを隠しましょう

エアコンの室外機、ガスボンベなどは、できるだけ見えない場所に置くよう検討しましょう。やむを得ない場合は、囲いをするなど、通りからの見え方に配慮しましょう。



建物の雰囲気と合ったエアコンの室外機カバーで目隠し



空調設備の前に化粧板と植木鉢を置いて目隠し



配管の色を壁の色と同系の色にすると目立ちにくい



壁と同系色の化粧板で囲って、設備を目隠し

*自動販売機については p.14 にまとめています

景観の基本

実践の方法

こんな場合はどうする？

より詳しく

広告物や案内看板を工夫しましょう

広告物は、乱立して景観を乱しやすいため、数や大きさ、色彩、意匠等に配慮が必要です。広告物の設置は、許認可等取扱方針によって守るべきルールが定められています。

【許認可等取扱方針】◎行為許可 p.12～p.14：[5. 広告物]

<基本方針：公園利用に係る標識類（仮設を除く）>

- ・妙高戸隠連山国立公園サイン統一デザイン基準によること。乱立防止の視点から、同種のもの及び同位置に設置するものは統合すること。維持管理に努め、老朽化したものや不要となったものは、速やかに撤去又は更新を行うこと。

<基本方針：その他広告物>

- ・国立公園の風致景観維持のため極力設置しないものとする、やむを得ず設置する場合は、乱立防止の視点から、同種のもの及び同位置に設置するものは統合すること。広告物の維持管理に努め、老朽化したものや不要となったものは、速やかに撤去又は更新を行うものとする。

1 色彩はこげ茶系か黒系の地色に、白か黒の文字表示を基本としましょう



大きな看板や乱立する看板は、自然景観を邪魔することがある



案内板の地色には自然に溶け込みやすいこげ茶系か黒色を使用



商業用の看板も茶系や木目調の地色に黒の文字を使用

【許認可等取扱方針】◎行為許可 p.12～p.14：[5. 広告物]

<審査基準：公園利用に係る標識類（仮設を除く）、その他広告物>

- ・地色はこげ茶系又は黒色はとするが、法令に基づくものや看板の認識向上のために必要な場合はこの限りではない。
- ・表示に用いる文字は白色又は黒木を基調とするが、地図や記号類はこの限りではない。ただし、通常の規定職以外の色の使用は必要最小限とし、明度・彩度の高い色彩の使用は極力避ける。

2 広告物の乱立を控え、必要最小限に整理統合して設置しましょう



個々の看板は基準に合っている、看板が多数あると乱雑な印象となる



看板の数を最小限にするため、整理統合して一つの案内板に



情報量が多くても、大きさを統一して見やすく表示

【許認可等取扱方針】◎行為許可 p.12～p.14：[5. 広告物]

<基本方針：公園利用に係る標識類（仮設を除く）、その他広告物>

- ・乱立防止の視点から、同種のもの及び同位置に設置するものは、統合すること。

* 妙高戸隠連山国立公園では、サイン統一デザイン基準を設けています。P.19 に情報をまとめています。

3 のぼりや立て看板は使わず、工夫しましょう



のぼりは雑然とした印象を与えやすい

【許認可等取扱方針】

- ◎行為許可 p.12～p.14：「5. 広告物」
- <審査基準：その他広告物>
- ・のぼりや立て看板（イーゼルを用いた掲示等、店舗情報を伝えるための小規模な看板は除く）は認めない。



店前にベンチや商品を置き、のぼりに頼らない集客の工夫



植物や小さな灯りを使った雰囲気のあるエントランスが目を引き



手書きのボードや小さな看板は必要な情報を分かりやすく好印象で伝えることができる

一時的なイベントにおけるのぼり等について

イベント等で一時的に設置するのぼり等は、原則として、申請の手続き対象となります。手続きをすることで、必要最小限かつ派手でない色ののぼりは設置可能です。



乱立する派手なのぼりは、風景よりも、のぼりに目が行き、一時的な設置であっても好ましくない

【許認可等取扱方針】

- ◎行為許可 p.13：「5. 広告物」
- <審査基準：その他広告物>
- ・一時的なイベント等において設置又は掲出される広告物等についてはこの限りではないが、設置数を必要最小限にするとともに周囲と不調和な色は使用しない等、可能な限り風致上の支障を軽減すること。

*許可については、p.19の保護官事務所にご相談ください

4 ベンチ等には広告を載せないようにしましょう



広告物のある派手な色のベンチ



景観を損なわないベンチに

【許認可等取扱方針】

- ◎行為許可 p.14：「5. 広告物」
- <審査基準：その他広告物>
- ・スキー立て、ベンチ等には広告物を表示しないものとする。

5 過剰な装飾や広告物の設置はやめましょう



過剰な広告物の設置



広告物をなくし、景色が一番の魅力となる道や園地に

【許認可等取扱方針】

◎行為許可 p.14：「5. 広告物」

<審査基準：その他広告物>

- ・彫刻美術品を装飾の目的で、道路沿線、園地、広場等公園利用者の目にふれる公共の場所に設置しない。
- ・歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地との関わりを紹介するために設置するものについては、当該地と密接な関係をもつ場所であって、当該地及び周辺の風致景観に違和感を与えない場所を選定すること。

自動販売機の配置や色彩に配慮しましょう



野外に多数設置された様々な色の自動販売機は、乱雑な印象を与える



壁面に埋め込まれ、通りをすっきりした印象に



湖を背景として設置された自動販売機。赤い色が目立ち、景観を邪魔している



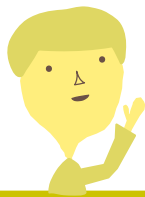
周囲の色と合わせた配色で景観との調和を図る

【許認可等取扱方針】◎行為許可 p.8：「1. 工作物（4）自動販売機」

<審査基準>

- ・既存建築物への付帯とし、軒下、建築物壁面線より内側に埋め込む等目立たない配置とすること。また、設置する数は必要最小限とすること。
- ・茶色系又は建物壁面と同一配色とすること。
- ・商品見本のように光が照射されるようにする等、漏れ光を低減する措置を講ずること。
- ・必要以上の光量を発生しないものとする。

国立公園のルールを守った運営をしましょう



駐車場や野営場（キャンプ場）、スキー場についてもルールが決められています。

駐車場



樹木を残した駐車場

【許認可等取扱方針】

◎公園事業 p.46：「駐車場」

<基本方針>

- ・快適な利用を提供する施設とし、適切な位置に適切な規模と内容のものを整備する。
- ・土地の形状変更は必要最小限にするとともに、可能な限り樹木を残置するものとする。

野営場



周囲の景観を取り込み、木陰のあるキャンプサイト

【許認可等取扱方針】

◎公園事業 p.40：「野営場」

<基本方針>

- ・周辺の風致景観との調和を図り、快適な滞在を提供する施設とし、適切な位置に適正な規模と内容のものを整備する。
- ・快適な木陰を確保するために高木の保存を行うとともに、適正な林間を確保するように努める。
- ・キャンプサイト等の造成に当たっては、平坦地で排水が多く多湿でない箇所を選定し、支障木の伐採は必要最低限とする。

スキー場



自然と調和したスキー場

【許認可等取扱方針】

◎公園事業 p.42：「スキー場」

<基本方針>

- ・国立公園のスキー場であることに鑑み、緑地を極力残置するとともに、土地の起伏を極力活かすこととする。
- ・車道沿線や宿舎に隣接する緩斜面については、植物鑑賞、運動、ピクニック等の場としてのスキー利用以外の活用を地域において検討すること。

共通

外来種対策をしましょう

外来種を持ち込まない

国立公園は優れた景観や自然環境を保全する役割を担っていて、希少な生物も分布しています。そうした国立公園内の生態系のバランスを保つためにも、外来種を持ち込んだ入り、飼育・栽培している生きものを捨てたりしないようにしましょう。

【許認可等取扱方針】

◎行為許可 p.2：「全行為共通」

<審査基準>（オ）修景緑化方法

- ・修景緑化にあたっては、「自然公園における法面緑化指針」（平成 27 年 10 月 環境省自然環境局）を極力踏まえ、植生工は、施工地周辺の良好な樹林地の植物（在来種）から採取した種子やその種子から育苗した苗を用いる工法、周囲の自然植生の自然侵入を待つ工法、保存しておいた施工地の表土の埋土種子を活用した工法のいずれかを基本とすること。

◎公園事業 p.18：「全事業共通」

<施設の基準>（ク）自然環境の保全

- ・行為に際しては極力外来種を持ち込まないよう、必要な措置を講ずること。



国立公園では、特に悪影響の大きい外来種について、地域の方々と協力して駆除活動を行っています

〔外来種のキショウブ〕
駆除作業の様子

外来種って？



外来種は、もともと生息していなかった地域に、人間の活動によって他の地域から入ってきた生きもののことです。外来種の中には、侵入してしまうと生態系のバランスを崩し、本来の自然環境に大きな悪影響を及ぼすものもあります。

景観に配慮した照明を効果的に使いましょう

景観の基本



国立公園では暗闇も大きな資源です。また、野生生物には光に引き寄せられたり、逆に光を嫌って逃げていくなど、様々な影響があり、特に夜行性生物への影響が心配されます。光害を無くし、暗く美しい星空を守るために、照明にも配慮しましょう。



美しい星空を観光資源として
捉え活用する地域も

【許認可等取扱方針】

- ◎行為許可 p.3：「全行為共通」
＜審査基準＞(キ) 自然環境の保全
- ◎公園事業 p.18：「全事業共通」
＜施設の基準＞(ク) 自然環境の保全
 - ・野外照明は安全確保上、必要最小限の数とするとともに、展望の妨げにならない位置に設置すること。また、照明器具は漏れ光の少ない器具、昆虫類の誘因特性の小さい器具、及び装飾性の少ない器具を選定するとともに、光の色彩は白色系（昼光色、昼白色、電球色のいずれも含む）とし、その中でも極力暖色系のものを選定すること。

1 建築物、道路照明、広告物の照明ルールを守りましょう



必要最小限でも光の色味を統一し、
雰囲気のある街並みに



暖かい色味の灯りを低い位置に置いて、風情を出す。光量が少なくとも、足元の安全を確保

【許認可等取扱方針】

- ◎行為許可 p.3：「1. 工作物（1）建築物」
＜審査基準＞(イ) 付帯施設
- ◎公園事業 p.18：「全事業に共通する建築物」
＜設置の基準＞(イ) 付帯施設
 - ・外灯を設置する場合は、建築物のライトアップを目的とするものでないこと。
- ◎行為許可 p.6：「1. 工作物（2）道路（車道）」
＜審査基準＞(イ) 付帯工作物の外部意匠・色彩・材料等
 - ・道路照明は、光害予防の観点から、安全上やむを得ない場所に限定する。
- ◎行為許可 p.13：「5. 広告物（1）公園利用に係る標識類（仮設を除く）、（2）その他広告物」
＜審査基準＞(イ) 外部意匠・色彩・材料
 - ・広告物への照明は、必要最小限にするとともに、動光・点滅を伴わない白色系とすること。

2 自然物へのライトアップはやめましょう

【許認可等取扱方針】

- ◎行為許可 p.8：「1. 工作物（5）ライトアップ設備」
＜審査基準＞
 - ・自然物へのライトアップは、原則として認めない。
 - ・工作物を対象としたライトアップは、期間や周囲の自然環境等を鑑み、総合的に判断する。



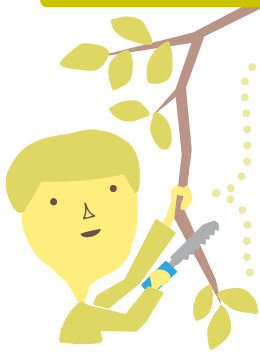
樹木のライトアップは基本的に行わない

実践の方法

こんな場合はどうする？

より詳しく

樹木などの手入れをして、展望を保ちましょう



一目五山等の山岳風景が妙高戸隠連山国立公園の大きな特徴の一つです。また、景観の大きな構成要素に森林があり、施業方法によって見え方に大きな影響が出る場合があります。国立公園の景観を来訪者が楽しめるよう、適切な伐採、施業をしましょう。

1 森林施業での配慮をしましょう

森林は、国立公園の自然風景の主要な構成要素です。天然林はできるだけ維持し、人工林についても無計画・無秩序な伐採は行わないようにしましょう。



大自然を求めて来訪する利用者にとっては、伐採跡地はあまり見たくない風景となるため、「利用者から見えにくくする」配慮が必要

【許認可等取扱方針】

◎行為許可 p.11～p.12：[2. 木竹の伐採]
 <審査基準>

- ・公園内における森林施業（国有林及び民有林の施業）は、「自然公園区域内における森林の施業について」を基本とし、風致景観に配慮した施業とする。
- ・土場、作業道及び架線は、極力公園利用者から望見できないような配置とすること。
- ・盛土のための土石は工事箇所やその周辺の掘削によって生じた土石を用いる等、外来種の侵入防止及び在来種による緑化を促すための対策を講ずること。

2 風致を維持するために必要であれば伐採も可能です

眺望を妨げる樹木については、必要に応じて計画的に伐採しましょう。樹木の伐採は、国立公園内であっても、許可を受ければ可能なこともあります。



樹木によって展望地からの眺望が妨げられ、湖が見えにくい



伐採木の選定を慎重に行った上で修景伐採し、眺望を確保

【許認可等取扱方針】

◎行為許可 p.11～p.12：
 [2. 木竹の伐採]

<基本方針>

- ・主要な展望地や道路沿い等において眺望確保のために行う通景伐採や二次林の維持のために行う伐採等、誘致景観の維持のために行う伐採は、樹木の繁茂の状況や場所の特性等に応じて、計画的に実施すること。

<審査基準>

- ・通景伐採は、視点と視対象との関係性を考慮した上で必要最小限にするともに、伐採痕が極力見えない方法を採ること。

利用者が快適に感じる空間をつくりましょう



にぎわいが求められる観光拠点等では、快適に通行できる歩道とふらりと立ち寄りたり佇んだりできる環境の整備が必要です。市町村等の公共機関がそのような整備を進めることで、交通安全が促進され、地域の魅力・快適性が向上して誘客（来訪者の増加）につながります。

1 歩行者が快適に歩ける空間をつくりましょう

歩行者が多く、歩道が混雑していたり、車道部の乱横断がみられる場所は、歩行のための空間が足りていないと考えられます。沿道住民や交通管理者等との合意形成を図りながら、歩道空間を広くとるなど、道路構造を検討し、「歩いてみたい」と思わせる空間を整備しましょう。



車線を減らし、歩道を拡張して風景を眺めながら休む空間と安全にそぞろ歩きができる空間を確保



石畳とすることで車両の進入が抑制され、歩行者中心の空間に

【許認可等取扱方針】

◎公園事業 p.21 : 「道路（車道）」

<配慮が望まれる事項>

・歩道の整備方法の検討にあたっては、歩道の新設や拡張のほか、車両がスピードを出しにくくする舗装や線形への変更、公共駐車場等の整備による交通量の削減、一方通行化や迂回路の設置等、場所の特性に応じて十分に検討すること。

2 快適で魅力ある園地や展望地をつくりましょう

眺望を楽しめ、さらにくつろぐことのできる気持ちの良い場所にして、より一層「行ってみたい」と思わせる空間づくりをしましょう。



眺望を楽しむ展望地。柵の配置と高さを工夫し、眺望を妨げずに安全も確保



緩傾斜の斜面にデッキを設け、広々とした空間で山の眺望が楽しめる



ほぼ平坦な場にウッドデッキを設け、デザイン性の高いベンチを設置。開放感とくつろぎを感じる空間に



園地にある休憩舎。ゆったりと座って湖の眺めを楽しむことができる空間に

【許認可等取扱方針】 ◎公園事業 p.28～29 : 「園地」

<基本方針>

・公園利用の拠点となる重要な施設で、多様な利用に供するよう、地域の利用特性に応じた整備をするものとし、適切な位置に適正な規模と内容のものを整備する。

<施設の基準>

・柵や標識、四阿等の付帯施設や修景緑化樹木が眺望の妨げにならないこと。

<配慮が望まれる事項>

・公園利用者がゆったり滞在できる園地とするため、散策路やベンチ等の確保に努めること。

妙国戸隠連山国立公園では、 標識の統一デザイン基準があります

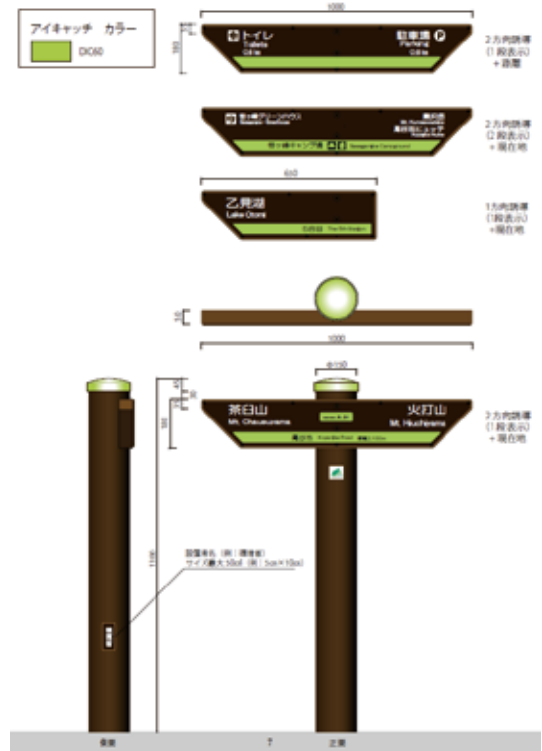
安全で適正な国立公園の利用と景観保全を進めるため、誘導標識（案内板）等の構造や色彩、記載事項等を統一することを目的とした、デザイン基準があります。

基準の対象は、歩道（登山道、園路、探勝歩道、車道や林道でも利用者が歩行する道）の沿線で目的地へ誘導する誘導標識と地名や資源名標識、禁止や規制等の注意を示す注意標識です。環境省や地方自治体が整備する標識だけでなく、民間事業者が自然公園法の許認可を受けて設置する標識にも広く適用されます。

詳しくは環境省 HP でご確認ください。

URL : <https://www.env.go.jp/park/myokotogakushi/data/index.html>

【統一デザイン基準の例】



構造や材料、記載事項について「標準デザイン」を定めている。例は腕木タイプの誘導標識の標準デザイン

景観の基本

実践の方法

よくある質問

家の敷地内の樹木を
伐採したい

申請が不要で伐採することができます

営業時間中に店先に
のぼりを立てたい

のぼりの設置は認められません。ただし、イーゼルを用いた掲示など、店舗情報を伝えるための小規模な看板は設置可能です

標識は茶色でないと
だめですか

基本的に地色をこげ茶色系または黒色系として、文字を白色または黒色を基調とするものになります。地図や記号類はこの限りではありませんが、色の使用は必要最小限として、明度・彩度が高い色は避けてください

建物の新築は申請を
出しましたが、改築
や増築も必要ですか

申請が必要です。なお、既存の状態に戻すための修繕については申請の必要はありません

展望を良くするために
樹木や笹を伐採したい

許可を得れば可能なこともあります。行為地の自然環境の状況や眺望対象等を考慮して判断されます

詳しくは
保護官事務所
にご相談ください



こんな場合は「いいね」

より詳しく

● 妙高高原自然保護官事務所
〒949-2112 新潟県妙高市大字関川 2279-2
TEL 0255-86-2441 FAX 0255-86-2464

● 戸隠自然保護官事務所
〒381-4102 長野県長野市戸隠豊岡 1554
TEL 026-254-3060 FAX 026-254-3089

許認可等 取扱方針について

地域らしい国立公園の
景観づくりのための
ルールです



国立公園では、開発や事業を行うときに申請や届け出が必要です。申請や届け出の許認可の基準は、全国一律の「審査基準」が自然公園法で決められていますが、日本の国立公園は地域の自然や文化によって多様な景観となっているため、各地域の実情に即した審査基準を定めて、地域らしい国立公園の景観づくりを目指しています。この、地域独自の審査基準が「許認可等取扱方針（正式には、公園事業及び行為許可等の取扱方針）」です。



全国 34 箇所ある国立公園は、地域によって様々な景観を持つ

妙高戸隠連山国立公園は、観光地としても人気の高い地域であるため、より良い景観づくりを進めて利用者の満足度を高めることを目指して、平成 29 年から地域の方々と協働で基準の全般的な見直しを検討してきました。

<主な検討内容>

1. 良好な景観形成のための「配慮が望まれる事項」の新設
2. 記載内容の明確化・統一化
3. 法令に基づく新たな規定や指定等の反映
自然公園法の目的に「生物多様性の保全」が追加されたことに伴う変更
環境省の各種指針・ガイドラインを踏まえた変更
戸隠重要伝統的建造物群保存地区の指定に伴う変更
4. 地域意見交換会（平成 29 年実施）の意見反映

【国立公園の許認可の基準】

地域独自の基準
(許認可等取扱方針)



全国一律の基準
(自然公園の審査基準)

こうした検討を踏まえて策定された許認可等取扱方針の全文は、環境省 HP に掲載しています。

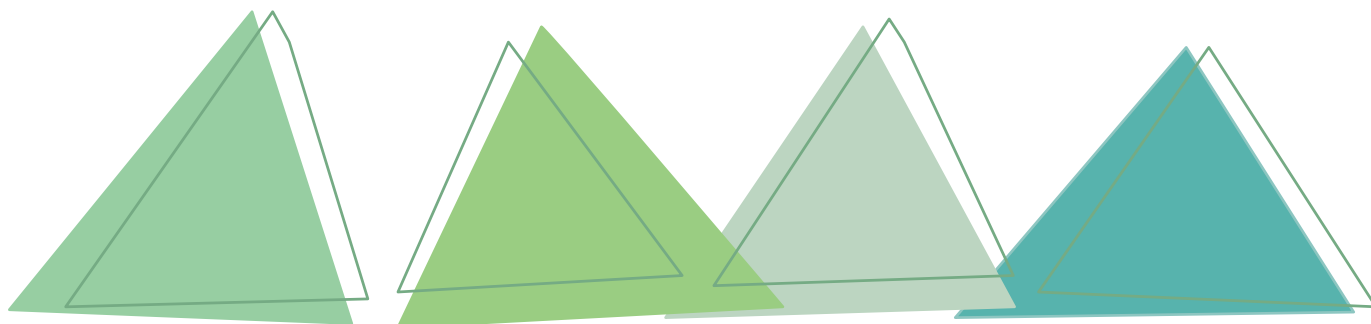
<https://www.env.go.jp/park/myokotogakushi/intro/index.html>

この冊子についてのお問合せ先



環境省信越自然環境事務所

住所：〒380-0846 長野県長野市旭町 1108 長野第一合同庁舎
電話番号：026-231-6570



環境省信越自然環境事務所
<http://chubu.env.go.jp/shinetsu/>